

様式第2（第4条関係）

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和4年6月17日

徳島県知事 殿

徳島県海部郡海陽町大里字上中須 60 番地 1
海陽町商工会 会長 白濱 輝二
徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128 番地
海陽町 町長 三浦 茂貴

令和4年3月18日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

（別表2）事業継続力強化支援事業の実施体制

（2）①法定経営指導員の氏名

2 変更事項の内容

【変更前】氏名：岡山 久志

【変更後】氏名：中 敬司

【変更理由】法定経営指導員である海陽町商工会所属の岡山久志氏が、他の商工会へ人事異動したため、後任の法定経営指導員である中敬司氏へ変更するもの

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名： 中 敬司

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現 状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

海陽町は、徳島県の東南端に位置し、東西24km、南北22km、その町域面積は327.67km²となっている。

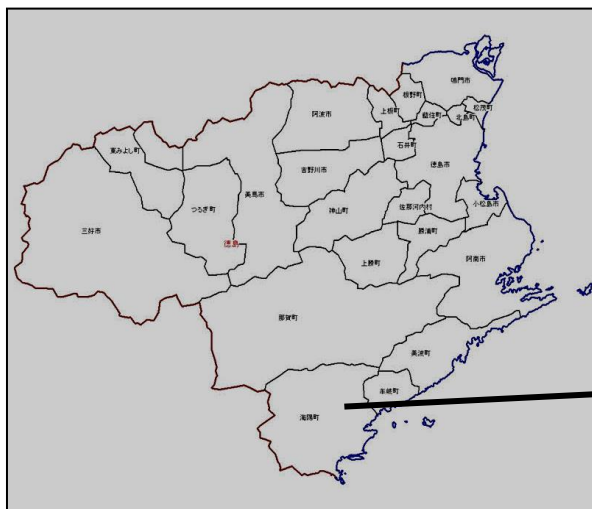
平成18年3月、旧海南町、旧海部町、旧宍喰町が合併して海陽町が発足。

総人口8,790人・世帯数4,494世帯(令和3年12月現在)で人口密度は26人/km²であり、人口減少が進んでいる本県(人口密度183人/km²)においても、特に低い人口密度となっている。

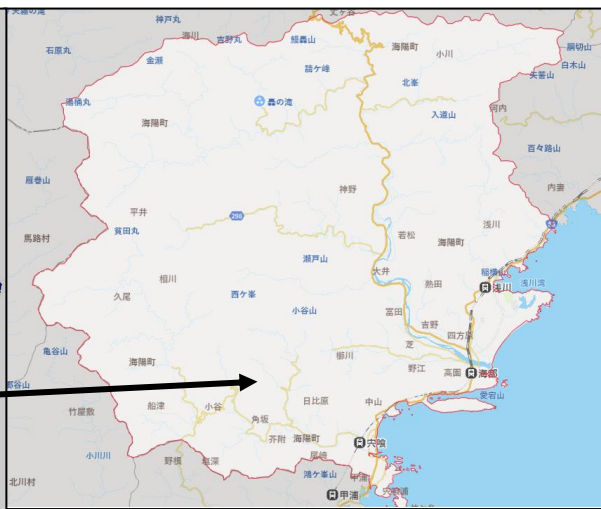
海陽町は徳島県の東南端に位置し、南東の海岸線は太平洋に臨み、北は那賀郡(那賀町)、東は海部郡(牟岐町)、西は高知県(東洋町)に隣接している。

海陽町の北部・西部にあたる山地は1,000mにおよぶ緑豊かな山々がそびえており、海部川が町の南北を縦断し、北に伊勢田川、南に宍喰川が流れ、いずれも太平洋に注いでいる。また、海部川下流の右岸流域沿いに細長く開けた平野部は、海部川の沖積作用によって形成されている。

海陽町は西南日本の太平洋側に広く分布する四万十累帯に属し、本地域は安芸構造線と呼ばれる断層破碎帯を境として、その北側に分布する北帯の地層と、南側に分布する南帯の地層とに区分される。南側の帯那佐断層以南の地層は、砂岩互層を主とし、砂岩泥岩互層及び泥岩層を挟んでいる。また、海上80km南には南海トラフが通っており、100～150年間隔でM(マグニチュード)8クラスの巨大地震を繰り返している。



【徳島県地図】



【赤線エリア 海陽町】

②想定される地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

海陽町のハザードマップによると、海部川、宍喰川の洪水が発生した場合(水防法の規定により定められた想定最大規模降雨【海部川流域の6時間総雨量511mm、宍喰川流域の24時間総雨量

1, 175mm】による洪水浸水想定区域は、①海南地区（相川・若松・熟田・吉野・大里・四方原・多良）、②海部地区（大井・吉田・富田・芝・中山・野江・奥浦・高園・鞆浦）、③宍喰地区（尾崎・芥附・久保・宍喰浦・日比原）の商業地区の約70%を超える範囲で浸水が予想されている。また、小売業の多くが立地する海南地区（大里・四方原・多良）において、最大で3.0～5.0mの浸水被害（田畑）が予想されているほか50年に1回程度起こりうる大雨により海部川が氾濫した場合、海陽町内の商業地区のほぼ全域で浸水し水深は0.5～3.0mと想定される。海陽町の総面積の9割が山地を占めているため、その山系より流れる河川の災害関連が多く、平坦地域は非常に低位にあるため、洪水に対して特に警戒が必要である。ハザードマップにおいて想定される大雨の頻度・雨量及び主な河川における浸水想定区域は下記のとおりである。

○想定される大雨の頻度と雨量

河川名	想定した雨量	想定した大雨の頻度
・海部川	・294mm（6時間）	・50年に1回程度
・宍喰川	・423mm（12時間）	・30年に1回程度

○浸水した場合に想定される水深

河川名	該当する地域	浸水時の想定最大水深
・海部川	①海南地区（相川・若松・熟田・吉野・大里・四方原・多良）②海部地区（大井・吉田・富田・芝・中山・野江・奥浦・高園・鞆浦）	・3.0m～5.0m
・宍喰川	③宍喰地区（尾崎・芥附・久保・宍喰浦・日比原）	・3.0m～5.0m

浸水被害が発生した場合、事業所被害の拡大が懸念される集積地域は海南地区（大里・四方原・多良）、宍喰地区（尾崎・芥附）である。

また、海部川中流地点富田地区では2021年9月の線状降水帯による非常に激しい雨で（徳島地方気象台、観測史上最大の1時間に120ミリの雨量を記録）花きハウス栽培、建設関連事業所が洪水による浸水被害が発生した地域である。

浸水想定エリアを各事業所所在地のハザードマップ上で検証した結果、冠水・浸水被害の想定区域に立地する当会員事業所は335社で、会員全体の約87%に当たる。この比率のもと、地域内小規模事業者475社のうち、冠水・浸水被害の想定区域に立地する小規模事業者は約413社と推定される。

被害が想定される会員事業者数は次のとおりである。

○ハザードマップによる洪水被害が想定されている事業所数と割合

区 分		海南地区		海部地区		穴喰地区		合 計	
・被害想定なし		15	7.1%	6	8.6%	27	26.5%	48	12.5%
・被害想定あり		196	92.9%	64	91.4%	75	73.5%	335	87.5%
浸 水	0.5m未満	6	2.8%	5	7.1%	1	0.9%	12	3.1%
	0.5m～3.0m	181	85.8%	54	77.1%	67	65.7%	302	78.9%
	3.0m～5.0m	8	3.7%	3	4.3%	7	6.9%	18	4.7%
	5.0m～10.0m	1	0.5%	2	2.9%	0	0%	3	0.8%
	小 計	196	92.8%	64	91.4%	75	73.5%	335	87.5%
合 計		211	100%	70	100%	102	100%	383	100%

(土砂災害：ハザードマップ)

海陽町のハザードマップによると、総面積の9割までが山地を占めている、①海南地区(相川・浅川・大里・神野・四方原・熟田・多良・吉野・若松)、②海部地区(大井・櫛川・芝・高園・富田・中山・野江・吉田・奥浦・鞆浦)、③穴喰地区(尾崎・角坂・久尾・芥附・久保・小谷・塩深・日比原・広岡・船津)は、地すべり防止区域(6区域)、地すべり危険箇所(2箇所)、急傾斜地崩壊危険区域(49箇所)、急傾斜地崩落危険箇所(392箇所)、土石流危険渓流(57箇所)等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、地域内小規模事業者の事業所の立地割合は低い。

土砂災害想定エリアを各事業所所在地のハザードマップ上で検証した結果、想定エリアに立地する当会員事業所は49社で、会員全体の約12%に当たる。この比率をもとに、地域内小規模事業者475社のうち、土砂災害想定エリアに立地する小規模事業者は約57社と推定される。

土砂災害が想定される会員事業者数は下記のとおりである。

○ハザードマップによる土砂災害が想定されている事業所数と割合

・土砂災害

区 分		海南地区		海部地区		穴喰地区		合 計	
・被害想定なし		195	92.4%	52	74.3%	87	85.3%	334	87.2%
・被害想定あり		16	7.6%	18	25.7%	15	14.7%	49	12.8%
	地すべり危険箇所	0	0%	0	0%	2	2.0%	2	0.5%
	急傾斜地崩壊危険箇所	15	7.1%	18	25.7%	13	12.7%	46	12.0%
	土石流危険渓流	1	0.5%	0	0%	0	0%	1	0.3%
合 計		211	100%	70	100%	102	100%	383	100%

(地震：J-SHIS・津波：ハザードマップ)

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(徳島県公表)によると、当町の最大震度は7(M9.0)、ほとんどの地域で震度6強とされる。

1946年の昭和南海地震から約70年近くが経過しており、国の地震調査委員会によると、南海トラフ全域において今後30年以内にM8以上の地震が発生する確率は70%程度とされている。

○地震による被害想定

海陽町地域防災計画では、海陽町の被害想定を徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（徳島県公表）から抜粋し、発災や時刻ごとに掲載しているが、ここでは発災の季節や時間に関わらず最小被害から最大被害までを単純に抜き出したものを次のとおり掲載する。

・海陽町の想定するリスク	・被害想定
○南海トラフ地震 海陽町における最大震度は「7」	・死者数 140～2,600人
	・建物全壊棟数 2,200～3,700棟
	・断水人口 最大9,600人 (※断水率99%)
	・停電軒数 最大5,500軒 (※停電率100%)
	・固定電話不通 最大4,100回線 (※不通率100%)
	・避難者数 当 日 最大5,600人 1週間後 最大6,200人 1ヶ月後 最大6,000人
	・帰宅困難者 180～200人

○津波による被害想定

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（徳島県公表）によると、当町の最大震度は7（M9.0）、ほとんどの地域で震度6強とされる。

海陽町のハザードマップによると、①海南地区（浅川・大里・四方原・多良・吉野）、②海部地区（櫛川・芝・高園・中山・野江・奥浦・鞆浦）、宍喰地区（尾崎・芥附・久保・宍喰浦・那佐・日比原）は津波浸水想定による地域の（※1）海岸ごとの最高津波水位（※3）（（T.P.m）4.3～18.4）、津波影響開始時間（※4）4分、浸水深（m）（※2）は最大10.0～想定されている。

・海陽町の主な漁港等地点、津波影響開始時間及び最大波到達時間（※5）

海陽町漁港等地点	津波影響開始時間 ±20cm（分）	最大波		
		到達時間（分）	津波水位（T.P.m）	備考
海陽町浅川湾中央部	11	52	10.5	第2波
海陽町鞆浦漁港口	4	29	8.1	第2波
海陽町宍喰漁港中央部	6	44	15.8	第3波

（※1）浸水域…海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域

（※2）浸水深…陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ

（※3）津波水位…津波襲来時の代表地点ごとの海面の高さ

（※4）津波影響開始時間…海域を伝播してきた津波により、初期水域から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）の変化が生じるまでの時間

（※5）最大波到達時間…代表地点において津波の最高到達高が生じるまでの時間

(その他)

海上80km南には南海トラフが通っており、当町では、南海トラフを震源とする地震による津波被害を数多く被ってきた。100～150年の周期でM8クラスの巨大地震を繰り返している。もっとも近い津波被害は、昭和21(1946)年12月21日に発生した南海地震によるものであり、浅川、穴喰浦の地域は壊滅的な被害を受けたが、防波堤の修築、避難路・避難タワーの整備等により災害防止の施策が進んでいる。

当町は温暖多雨の海洋性気候で、2015年の平均気温は16.7℃、年間降水量は約3,300mmで、梅雨時と夏から秋にかけて襲来する台風による被害を受けることが多い。月別には台風襲来時(9月)が最も多く、10月が最も少ない。

(感染症)

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症は、感染者を介して、様々な感染経路から広がり感染力は非常に強く、高齢者、基礎疾患のある人は重症化する恐れがある。昨今の世界的な大流行により企業活動に大きな影響を及ぼして経済的な影響をもたらす恐れがある。

また、地域や職場、事業者等への影響は、自然災害と違い、人の動きや接触といった活動が縮小、一時休止する等あらゆる経済活動を停滞させる可能性があり、これが長引けば、事業の継続、転廃業のリスクも高まってくる。また、地域や職場における感染症対策は、感染拡大の防止と従業員の生命や健康の保護にとって極めて重要である。感染症は感染者を介して、様々な感染経路から広がるため、感染経路を遮断するためにまずは予防すること、そして発生した場合には最小限に食い止めることが重要である。

(2) 地域内商工業者の状況(令和3年4月1日現在の本会独自調査の名簿による)

- ・地域内商工業者等数：481
- ・地域内小規模事業者数：475

【内 訳】業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	72	71	・町内各地に点在している、ごく一部が河川沿い・山間部に立地、浸水想定区域、急傾斜、土石流の危険個所に立地している。
	卸・製造業	62	61	・町内各地に点在している、ごく一部が河川沿いで、ほぼ浸水想定外である。
	小売業	112	110	・町内に広く分布・浸水想定地区に立地している。
	サービス業・他	235	233	・町内各地に点在している、ごく一部が河川沿いに立地、浸水想定区域に立地している。
合 計		481	475	

(3) これまでの取組

1) 海陽町の取組

項目	年月	備考
・防災計画の策定	平成28年3月	・令和2年改訂
・防災訓練の実施	令和元年9月1日	・年1回実施(令和2.3年は中止)
・防災備品の備蓄、点検	令和3年2月6日点検	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄食料(1日分) ・米、水、カロリーメイト、ビスケット、粉ミルク等、その他発電機、簡易トイレ、毛布、おむつ、生理用品等を備蓄 ・点検は年に1回備蓄食糧入替時に実施
・町地域の災害等に関する情報の収集、伝達及び被害調査	台風等の災害時に必要に応じて随時	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集については災害対策本部を設置し、国、県、消防署、警察及び消防団と連携し情報収集をおこなう。 ・情報の伝達について気象情報、避難情報等を防災無線、IP告知端末等を用いて住民に情報を伝達する。 ・被害状況 発災後、建物の被害調査、床下、床上浸水の状況調査等を被害の規模に応じておこなう。
・住民等に対する災害広報	必要に応じて随時	・広報海陽、IP告知端末等を用いておこなっている。
・感染症に関する相談窓口の設置	必要に応じて随時	<ul style="list-style-type: none"> ・海陽町防災無線、HPでの周知 感染症に関する一般的な相談 感染症の予防に関すること 感染症防止対策 ワクチン接種に関すること

2) 海陽町商工会の取組

項目	年月	備考
・事業者BCP(事業継続計画)、事業継続力強化計画に関する国、県の施策の周知	令和3年10月・11月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画や認定導入事例、国・県などのサポート体制について当会商工会報にて掲載し会員事業所等へ配布または経営指導員等巡回時に説明し周知をはかった。

・事業者BCP、事業継続力強化計画策定セミナーの開催	令和3年11月	・事業継続計画、事業継続力計画の内容及び策定状況や認定後の国等の支援策、計画づくりについて ・5名参加 ・講師：あいおいニッセイ同和損害保険(株)
・損保会社（あいおいニッセイ同和損害保険(株)）と連携したハザードマップ（事業者に対する災害リスクの周知）及び損害保険への加入促進	令和3年10月～11月	・BCPの策定、事業継続力の向上について経営指導員等職員が事業所巡回時、理事会等でチラシを配布し説明
・防災備品の備蓄	年に1回点検	・ソーラーライト、コードリール、食器類、給水ポリタンク、ブルーシート、机 ・椅子、電池、スコップ、テント等（備蓄場所：海陽商工会館及び浅川倉庫）（年1回点検）
・海陽町、徳島県が実施する関連セミナーや防災訓練への参加及び協力	令和3年6月・8月	・町、県主催セミナー、研修会徳島県版BCPについて理事会等で周知
・事業継続力強化支援計画策定	令和4年1月	・事業継続力強化支援計画策定打合会 ・参加者：海陽町職員・商工会職員 ・専門家1名（中小企業診断士）
・感染症対策事業の実施	必要に応じて随時	・国・県の感染症対策について周知 各種感染症対策施策支援（緊急経済対策・融資・補助金・給付金・協力金・雇用調整助成金・GOTOキャンペーン等）

II. 課題

海陽町商工会における小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は以下のとおりである。

①災害リスクが事業者十分に浸透していない

リスクマネジメント支援やBCP策定支援を推進しているが、事業者の災害リスクへの理解が十分でないことから、日々の経営支援の中で、ハザードマップなどを活用した災害リスクの啓発、周知がはかかれていない。

②取り組み体制とマニュアルの整備不足

地域防災計画で定めた緊急時の取り組みが漠然としており、発災時になにをするのか不明確であることから、協力体制の重要性についての認識が浅く、また取組体制やマニュアルが整備されていない。

③マンパワー不足

平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員、保険・共済に対する専門的な知識及び、助言をおこなえる当会経営指導員等の職員が不足している。

④新型コロナウイルス感染症等の感染症対策の徹底

感染症などの対策として、地域内商工業に対し予防接種の推奨や手洗い、うがい等の徹底、体調不良者を出社させないルール作り、マスクや消毒液、飛沫対策等、衛生面、衛生品の備蓄、財政面でのリスク対策として対象保険の必要性などの周知が必要。

Ⅲ. 目 標

・地区内小規模事業者に対し経営指導員等の職員が巡回訪問、窓口相談時やセミナーを通じて、ハザードマップなどを活用して災害リスクを理解認識させ、災害時における事前対策の必要性を周知する。

・発災時における連絡体制を円滑に行うため、（仮称）海陽町事業継続力強化支援協議会を立ち上げ地域防災計画に対する双方の認識を深めるとともに、発災時における連絡を円滑におこなうマニュアルを整備する。また、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・連携先である損保会社担当者と当会経営指導員等の職員が勉強会を開催し、保険・共済に対する知識の習得や助言をおこなえるよう職員の育成に取り組む。また、連携損保会社担当者と共同で巡回指導（OJT）をおこなうことで実践に即した職員等の対応力や専門的な知識のスキルを高めていく。

・地域内で新型コロナウイルス感染症等の感染者が出た場合には速やかに感染拡大防止措置をおこなえるよう、組織内における体制や関係機関との連携を構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
481	475	R4	4	4
		R5	4	4
		R6	4	4
		R7	4	4
		R8	4	4

○実施目標

項 目	目 的	目 標	
・事前対策の必要性を周知	・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識してもらおう	・セミナー等の開催	・年1回
・協力体制マニュアルの整備	・当会と当町との間に発災時における連携を円滑におこなうマニュアルの整備	・マニュアルを完成させ、関係者に周知する	・年内

	備		
・連携体制の推進	・組織内や関係機関と、発災後速やかな復興支援がおこなえる体制の構築	・協議会の開催	・年1回
・保険、共済に対する助言	・保険、共済に対する助言をおこなえる当会経営指導員等職員の育成	・勉強会の開催、保険会社担当者と巡回指導（OJT）	・年6回 ・延30件

IVその他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・地域内小規模事業者の、自然災害等に備える取り組みを支援する等の計画を作成することで、当会と当町の役割分担、体制を整理し取り組みを強化するとともに、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・小規模事業者の取り組みが進まない背景として、数ある経営課題の中で優位性が低く、ハザードマップの認識等のリスク把握も十分でないことが挙げられる。このため、経営指導員等の職員が巡回時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、事業休業への備え、水災・地震補償等の損害保険・共済加入、情報保護等）について説明する。

- ・海陽町商工会報や広報海陽、ホームページ、SNS（インスタグラム、フェイスブック等）において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、事業継続力強化計画、徳島県版BCP認定の取得や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・連携損害保険会社である、あいおいニッセイ同和損保株式会社や中小企業診断士等、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。

- ・新型コロナウイルス感染症はいつ、どこで感染するかわからないので、地域内商工業には常に業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止対策等の最新の情報、対策が入手できるよう周知をおこなう。また、消毒液やマスクの一定量の備蓄、事務所内の換気、換気設備の設置、デジタル化やテレワーク環境などの整備や導入の支援策等をおこなう。

2) 海陽町商工会自身の事業継続計画の作成

・海陽町商工会は、平成 29 年事業継続計画を作成、直近では令和 2 年 4 月に更新をおこなった。(別添) 次回 (令和 5 年 4 月) 計画更新を予定している。

3) 関係団体等との連携

・連携損保会社である、あいおいニッセイ同和損保株式会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者の対象地域のハザード情報レポートを作成し事業所立地場所等の災害リスクの啓発をおこない、また会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

・関係機関での普及啓発ポスター掲示や、セミナー等の共催等、連携による事前防災対策を進めるとともに、人材育成やノウハウ構築に取り組む。

4) フォローアップ

・海陽町事業継続力強化支援協議会 (仮称) (構成員メンバー：海陽町商工会 (正副会長)、事務局長、経営指導員等、海陽町商工観光課長・担当者、危機管理課長・担当者、専門家等) を開催し、事業 BCP の状況確認や改善点について協議する。(年 1 回開催)

・BCP 等作成事業者に対し、訓練実施状況や見直し状況の確認を実施する。

○小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認

業 種		商工業者数	小規模事業者数	策定状況										
				BCP					事業継続力強化計画					
				R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8	
商 工 業 者	建 設 業	72	71	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	卸・製造業	62	61	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	小 売 業	112	110	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	サービス業・他	235	233	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計		481	475	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

5) 当該計画に係る訓練の実施

・前掲 I. 現 状 (1) 地域の災害リスクで取り上げた自然災害 (洪水・地震等) が発生したと仮定して、毎年 9 月 1 日開催の海陽町防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせて海陽町との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関へ連絡等を取り対策を進めていく。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 応急対策の定義

応急対策とは海陽町商工会事業継続計画で定める「役職員の安否確認」、「時間外・休日の

職員等の参集」に加え、参集後に実施する応急業務及び事業継続をするために優先順位が高い「非常時優先業務」のことを指し、事業継続力強化支援計画の中でおこなう応急対策は下記のとおりである。

○応急対策（非常時優先業務）

- ア) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- イ) 被害調査・経営課題の把握業務
- ウ) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を進めるためには、職員等参集者や、商工会事務所等ライフラインの確保が前提である。

②発災直後に役職員の安否報告を行う

非常時連絡網による連絡やLINE、SNS等（FB メッセンジャー、災害伝言ダイヤル「171」、
「災害用伝言板」など）を利用した安否確認をおこなう。

自分の身の安全を第一に考え、安全が確保できたら商工会として優先すべき業務に従事する。家族等の安否確認、自宅周辺の被害状況の把握や通勤の可否などできるだけ情報を集める。

③安否確認等の結果の共有及び関係機関への連絡

発災後 1 時間以内に安否確認結果や大まかな被害状況等を海陽町商工会役職員で共有し関係団体等へ使用可能な連絡手段（事務所固定電話、個人携帯電話、LINE、メール等）でおこなう。

・報告する関係団体等：

海陽町商工観光課（0884-76-3111）

徳島県商工労働観光部商工政策課(088-621-2322)

徳島県商工会連合会(088-623-2014)

2) 応急対策の方針決定

・当会と当町との間で、安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害のランク	被害規模の目安	被害の状況	想定する応急対策の内容
A	大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で 3、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認が可能な 	<ul style="list-style-type: none"> ①地区内の事業者の安否確認 ②緊急相談窓口の設置・相談業務 ③被害調査・経営課題の把握業務 ④復興支援策を活用するた

		い。	めの支援業務
B	被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務
C	ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	①特におこなわない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、海陽町商工会と海陽町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

○被害情報等の共有期間

期 間	情報を共有する間隔
・発災後～1週間以内	・1日に4回（9時・11時・14時・16時）共有する
・1週間～2週間以内	・1日に2回（9時・14時）共有する
・2週間～1ヶ月以内	・1日に1回（9時）共有する
・1ヶ月超～	・2日に1回共有する

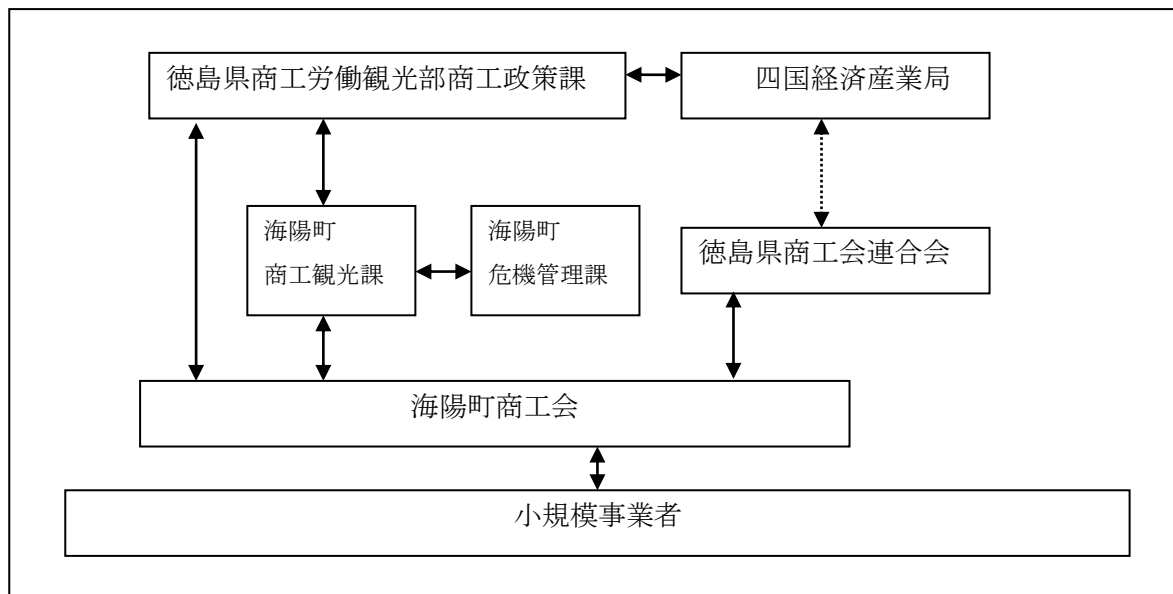
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため被災地域での活動をおこなうことについて決定する。
- ・被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法、海陽町商工会と海陽町が共有した情報を、徳島県の指定する様式で海陽町商工会又は海陽町より徳島県へ報告する方法を、あらかじめ確認しておく。

1) 指揮命令・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑におこなうことができる仕組みを構築する。連絡体制図は次のとおりである。

○指揮命令・連絡体制図



2) 二次被害を防止するための決定

二次被害を防止するために、被災地域での活動については、海陽町災害対策本部の指示に従い、(仮称)海陽町事業継続力強化支援協議会において決定し海陽町商工会へ指示をおこなう。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

①被害調査(会員等被害状況調査) 報告書

被害を迅速かつ的確に把握するために、会員等被害状況調査票(事業所名・業種・役所等・被害の有無・安否・事業継続・事業所・工場への被害・被害金額・商品・在庫の被害金額・機器・設備被害金額・間接被害・家屋(事業所とは別の場合、事業主の所在・要望等))を別途に定めて用いるものとする。

②被害額の算定

海陽町地域防災計画に基づき、海陽町商工会が調査する被害のうち、被害額を調査把握するものは「事業用被害」とする。

事業用被害とは具体的には事業用建物(店舗・工場・事務所・作業場・倉庫・建物附属設備)とし、被害の程度に関わらず全壊から床下浸水まで被害区分毎として調査把握し、海陽町災害対策本部への被害報告に限っては海陽町地域防災計画の定めにより全壊、半壊の報告とする。

また、事業用建物以外の事業用被害については具体的には、棚卸資産(商品・製品・仕掛品・原材料)、有形償却資産(構築物・車両及び運搬具・工具・器具及び備品・機械及び装置)とする。

③被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業BCP策定運用指針第2版に記載されているP8-46に基づき、事業の復旧に必要な費用(直接被害)額を見積もることとし、具体的には下記を算定基準とする。

○被害額の算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準	海陽町災害対策本部への報告
事業用被害 (事業用建物)	全壊	・基本的機能を喪失したもの。延べ床面積の70%以上の損壊等。	・事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格を求める。	
	半壊	・基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの。	・事業の復旧に必要な修繕費を求める。事業の復旧に直接関係しない経費は除く。	○
	一部破損	・全壊・半壊に至らない破損。窓ガラス破損程度は除く。		—
	床上浸水	・土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水。		—
	床下浸水	・床上に至らない程度に浸水したもの。		—
事業用被害 (事業用建物以外)	棚卸資産（商品・製品・仕掛品・原材料）	・喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの。	・仕入原価・製造原価を求める。	○
	有形償却資産（構築物・車両及び運搬具・工具・器具及び備品・機械及び装置）	・修繕又は再調達せざるを得ないもの。	・事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格または修繕費を求める。	○

※被害額の計算では被害状況などから、修繕・調達価格などの見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において、ある程度一般的・概算的な価格にならざるを得ない

4) 共有した情報を徳島県（商工労働観光部商工政策課）等へ報告する方法

海陽町商工会、海陽町が共有した情報については、徳島県が指定する方法により海陽町もしくは海陽町商工会が徳島県商工労働観光部商工政策課へ報告するものとする。また海陽町商工会は徳島県商工会連合会にも報告することとする。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

①相談窓口の開設

海陽町商工会は海陽町と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。また、国や徳島県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はその要請に

従うものとする。

②地区内小規模事業者等の被害状況の確認について

発災後の時間の経過とともに被害調査の内容や確認方法を下記のとおり明確化し被害調査等を円滑に実施することとする。

○時間の経過とともに必要となる被害調査、確認方法

段 階	時間の経過	被害調査の内容等	確認の方法
A	・発災直後 ～2日程度	・安否確認・人的被害の確認調査 (生存の有無・行方不明・負傷等)	・役職員を対象に携帯電話・LINE・メール等による確認。
		・大まかな被害状況の確認調査 (職員参集の可否・居住地及び周辺被害状況等)	・役職員や被災地域の事業者等を中心として携帯電話・LINEなどによる聞き取り画像による確認。
B	・安全確認後 ～7日程度	・直接被害の確認調査 (事業用建物、建物以外)	・地域内小規模事業者を対象に経営指導員等の職員による巡回訪問等で聞き取りによる確認。
		・間接被害の大まかな確認調査 (再開の可否・商品等原材料の調達状況、風評等)	
C	・発災3日後 ～14日程度	・経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	・地域内小規模事業者を対象に経営指導員等の職員による巡回訪問・窓口相談で聞き取りによる確認。
		・間接被害の確認調査 (売上の減少、経費の増加、風評被害等)	

③被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者へ国・徳島県等の施策（災害復旧貸付、セーフティネット保証等）について、経営指導員等の職員が事業者への巡回訪問、窓口相談等をはじめとして、海陽町商工会ホームページ、商工会報、SNS、相談説明会等を通じて地域内小規模事業者等へ周知する。

また、巡回訪問、窓口相談等で施策を周知する際に地域内小規模事業者から被災に際する要請・要望がある場合は海陽町商工会、海陽町で取りまとめをおこない徳島県と情報共有をおこなう。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

・海陽町、国や徳島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決めて、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣

等を海陽町、徳島県、徳島県商工会連合会等に相談する。

- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助金制度等）についても、国の機関や徳島県を通じて海陽町商工会、海陽町で情報収集をおこない、巡回訪問、相談窓口等を活用し地域内小規模事業者への提供をおこなう。

- ・また、発災後の復旧・復興支援計画等については、海陽町商工会及び海陽町のホームページ及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対し防災・減災対策についての周知を幅広くおこなうこととする。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

(別表2)

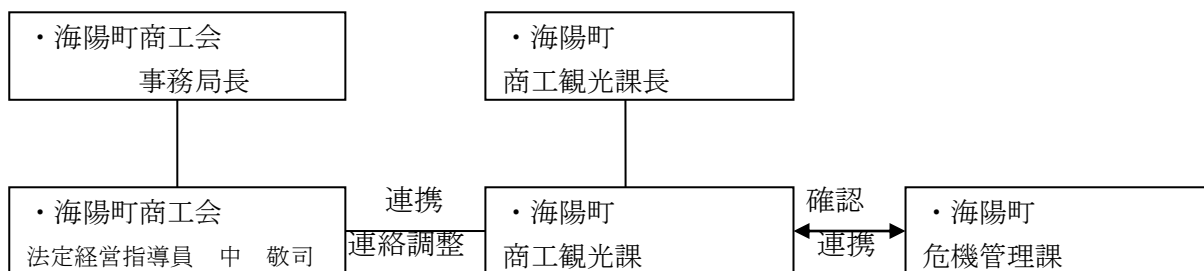
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年4月現在)

(1) 実施体制(商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)

○実施体制



< 海陽町商工会概要 >

・地域内商工業者数：481	・会 長	： 1名	・事務局長	： 1名
・地域内小規模事業者数：475	・副会長	： 2名	・経営指導員	： 3名
・会員数：376	・理 事・監 事	： 11名・2名	・経営支援員	： 3名
	・役員数合計	： 16名	・職員数合計	： 7名

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

海陽町商工会

○氏 名：中 敬司

○連絡先：TEL:0884-73-0350

②当該経営指導員による情報の提供及び助言

法定指導員を中心として、本計画の具体的な取り組みや計画を実行し、随時、地域内小規模事業者に対する災害リスクの周知を巡回時やセミナーを通じて、事業者BCP、事業継続力強化計画の策定支援や策定後の実行等、事業計画の目標達成に向けた進捗状況、フォローアップ等を四半期ごとに確認し助言支援をおこなう。

また、法定経営指導員は他の職員に対し、制度内容や事業内容・計画等についての指導及び助言をおこなうことでスキルや支援力を高め、目標達成に向けた企画や計画の実行をおこなう。

年に1回、(仮称)海陽町事業継続力強化支援協議会を開催し、事業計画の進捗状況、評価や見直しをおこない改善点等を協議する。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①海陽町商工会・総務課

〒775-0203 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 60 番地 1

TEL:0884 - 73 - 0350/FAX:0884 - 73 - 0349

E-Mail:tsci1600@tsci.or.jp

②海陽町役場

〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128 番地

TEL:0884 - 73 - 1234/FAX:0884 - 76 - 3097

E-Mail: info@kaiyo-town.jp

・商工観光課

〒775-0595 徳島県海部郡海陽町穴喰浦字穴喰 364 番地 1

TEL:0884 - 76 - 3111/FAX:0884 - 76 - 3686

E-Mail:syokokanko@kaiyo-town.jp

・危機管理課

〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128 番地

TEL:0884 - 73 - 4163/FAX:0884 - 73 - 0349

E-Mail: kikikanri@kaiyo-town.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	650	650	650	1,000	1,000
1. BCP等策定支援研修会開催費 ・講師謝金・旅費	150	150	150	200	200
2. BCP等策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費	150	150	150	250	250
3. 個別相談・専門家派遣 ・専門家謝金・旅費	200	200	200	400	400
4. 施策普及・啓発費 ・チラシ等印刷費	50	50	50	50	50
5. 協議会開催費 ・専門家謝金・旅費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
・会費収入、国・県・町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
○連携者：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 支店長 宗 実 晃 弘 住 所：〒770-0852 徳島県徳島市徳島町2-19-1 TEL：088-622-0317・FAX：088-626-4557
連携して実施する事業の内容
①事業所対象地域ハザードマップ情報レポートの作成及び提供 ②自然災害に関わる保険の提案及び提供と見直し（事業休業の備え・水害補償など） ③BCP 策定支援研修会（役職員向け） ④BCP 普及セミナー（地域内小規模事業者向け）
連携して事業を実施する者の役割
○連携者：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・徳島支店 支店長 宗 実 晃 弘 住 所：〒770-0852 徳島県徳島市徳島町2-19-1 ○役 割： ①地域事業所の所在地のハザード情報レポートを提供し、自然災害リスクについて周知活動を実施する。 ②自然災害によって休業した場合の備えや水害などの補償について、過去の自然災害時のケース事例や取り組み、既加入保険の補償内容の点検により見直し提案等をおこなう。 ③簡易策定ツール「BCP キットくん」を活用したBCP 策定支援や、策定にむけてのワークショップ、訓練セミナー等を実施し、地域内小規模事業者への普及活動をおこなう。 ○効 果： ①災害リスクの理解やノウハウの習得、及びBCP 策定の重要性についての認識が高まる。 ②災害時の財産リスクや必要な損害金額、損害保険等の効果的な加入、資金繰り対策が身につく。 ③BCP 策定に向けての基礎知識を取得するとともに、すみやかに計画策定に着手することができるようになる。

連携体制図等

連携体制図

